

社会福祉法人 金ヶ崎町社会福祉協議会

平成 30 年度事業計画

平成 30 年 3 月 28 日

社会福祉法人 金ヶ崎町社会福祉協議会

平成 30 年度運営方針

はじめに

少子高齢化、人口減少社会を迎え、福祉ニーズも多様化・複雑化しており、時代に即した福祉のあり方が求められています。このような背景から社会福祉協議会は年々事業を拡大してきているところですが、特に介護事業や障がい関係事業等については、国の政策による影響も大きく、これまで以上に経営との関係を踏まえて対応する必要性に迫られております。

このような中、平成 30 年度は第 2 期金ケ崎町地域福祉活動計画の中間年に当たるため、これまでの成果を検証しながら、計画の着実な実施につなげてまいります。

社会福祉協議会は、町民の皆様をはじめ関係団体その他多くの関係者の善意と支援により支えられていることを深く認識し、各種事業の推進を通じて信頼と期待に応えられるよう努力してまいります。

1 諸情勢の的確な把握

- (1) 平成 30 年度からの介護報酬の改定ではプラス 0.54 パーセントの改定率となったところですが、その内容については楽観できるものではなく、介護事業については、依然として厳しい経営が見込まれます。
- (2) 国では介護予防に力点をおいており、介護報酬等の見直しにおいて、機能訓練を重視する方向にあるため、今まで以上に運動や機能訓練を取り入れる必要性が高まっています。
- (3) 少子化が進んでいる一方で、保育園の待機児童問題が大きくなっていますが、社協で運営している学童保育所や放課後等デイサービス（クレヨン）においても当面利用者が増加する傾向にあり、クレヨンについては既存の施設だけでは利用者が定員をすでに超えている状態にあります。このため保護者のニーズに 대응していくためには、新たな施設での事業展開が必要になっています。
- (4) 人材確保が課題となっていますが、特に介護人材については、安定化を図ることが難しくなっています。景気が回復基調にあり、民間企業での求人が好調であるほか、近隣の企業が大量の求人を予定しているなど、介護人材のみならず、福祉・医療関係の人材確保がますます困難になることが予想されます。このことから、職員の処遇改善や資格手当の導入等により、離職者の抑制につなげる必要があります。また、平成 30 年度から町が新設する介護人材確保支援制度の活用等を積極的に検討するものとします。
- (5) 国の政策の動向や民間業者との競合関係などをよく分析し、本来社協が担うべき事業は何か、今後の経営の安定化等について、内部の関係者会議等を開催し、状況の的確な把握に努めるものとします。

2 地域福祉事業の推進

- (1) これまで行ってきた「ゆいっこハウス」や「青い鳥のつどい」など人気事業

については事業の成果を検証しながら、さらに充実を図るものとしします。また、配食サービスや雪かきボランティアスノーバスターズをはじめとする各種ボランティア事業についても、引き続き企業等のご理解と御協力を頂けるよう努めるとともに、新たなボランティア人材の確保を図りながら、できるだけ地域ニーズに応えられるよう対応するものとしします。

- (2) 買物支援バスについては、高齢者等の生活支援につなげる事業として実施していますが、介護予防につながる要素もあるため、平成 30 年 2 月から試行を始めた「体操ショッピングバス」等との関係も含めて今後の方向性を検討するものとしします。
- (3) 子育て支援が重要な課題となっていますが、家庭環境が多様化、複雑化してきている中で、一人親家庭等における食の貧困や子どもが一人で食事をしているなど、全国的に子どもの食の問題も大きくなってきています。

このことから、多種の業務を実施している当社協としては、施設環境と人的資源がある程度整っているため、情勢やニーズを調査しながら、地域のつながりと支えあいによる「子ども食堂」の開設について、公益事業として検討していくものとしします。

3 介護事業の推進

- (1) 介護事業については、民間と競合する内容が多くなっているところですが、居宅介護支援事業については、利用者に変動があり、やや減少する傾向にあるため、職員の体制を考慮しながら受け入れの拡大に努めます。
- (2) 通所介護事業については、平成 29 年度から日曜日は業務を行わないこととして運営しているところですが、これまでのところ利用者数が減少傾向にあり、それに加えて、介護報酬の落ち込みもあり、事業収入が下がっております。
利用者の過ごし方の希望もそれぞれ異なっていることから、可能な範囲で多様な対応ができるよう検討していくものとしします。また、金ヶ崎第 1 学童保育所及び金ヶ崎第 2 保育所が移転することに伴い、空き室を機能訓練室として活用し、機能訓練の充実に対応していくものとしします。
- (3) 平成 29 年 6 月から開始した通所型 A サービス事業については、定員が 10 名のところ平成 29 年度末では利用者が 7 名程度になることから、さらに普及を図りながらさらに事業を充実させ、介護予防につなげていくものとしします。
- (4) 訪問介護事業については、利用者がデイサービスへ移行する中で、在宅対応が減少傾向にあります。利用者のニーズを把握しながら対応していくものとしします。
訪問介護についても国の制度改正が行われているため、支援のあり方についても、よく検討していくものとしします。
- (5) 訪問入浴介護事業については、社協として歴史のある事業ですが、デイサービス等の施設利用への移行に伴い、利用者が大きく減少してきています。また、移動入浴車も老朽化が進み、経営上の課題も見られています。民間の事業者が町内に入ってきているため、介護人材の確保が困難な状況の中で、このままの形での事業継続が可能かどうか利用者のニーズを把握しながら検討していくものとしします。

(6) 平成 30 年 2 月から町の委託事業として試行を開始した「体操ショッピングバス」については、スタートから人気事業となっているため、利用者の反応や効果を検証しながら継続していくものとします。

なお、「買物支援バス」と類似事業となっているため、今後、これらの事業との関連も含めて、そのあり方を検討していくものとします。

4 障がい関係事業の推進

(1) 生活介護事業・就労継続支援 B 型事業については、利用者が増加傾向にあるため、体制を整備しながら、利用者それぞれの状況をよく把握して適切な対応を図っていくものとします。また、運営しているふれあい食堂についてもメニュー等の工夫を図りながら利用者の拡大につなげていきます。

(2) 放課後等デイサービス事業については、現在クレヨンと第 2 クレヨンで事業を行っているところですが、利用希望者が多く、定員を超過している状況にあります。定員超過による報酬の減算が適用されており、経営上も課題となっていることから、新たに第 3 クレヨンを開設し、定員超過の解消に努めるとともに、保護者のニーズに応えていくものとします。

5 学童保育所事業の推進

(1) 少子化が叫ばれる中、学童保育所については、利用者が増加傾向にあります。平成 30 年度からは金ヶ崎第 1 及び金ヶ崎第 2 学童保育所が廃止され、新たに建設された金ヶ崎学童保育所で指定管理による運営を開始するため、体制の整備を図りながら、学童保育所運営方針に基づき適切に放課後健全育成に寄与していくものとします。

(2) 社協は町内のすべての学童保育所を運営することになるため、それぞれの特徴を生かすことも必要であるため、地域の高齢者等との交流等による健全育成の観点から、地域の方々を講師や対局の相手として、たとえば囲碁、将棋など趣味教室の導入を検討します。

(3) 学童保育所の職員の処遇改善については、これまでパート労働者が中心となって対応していたため、改善につなげることができない状況でしたが、平成 30 年度から常勤の正職員を採用することとしているため、職員体制の整備と合わせて順次処遇改善を図っていくものとします。

(4) 学童保育所の利用料については、平成 29 年度で引き下げを実施したところですが、新設される金ヶ崎学童保育所の運営が 4 月から始まるため、これらの影響も踏まえながら、さらなる引き下げの可能性も含めて利用料のあり方について検討を行います。

6 ファミリーサポートセンター事業の推進

待機児童対策として町内でも様々な形式の保育施設が運営されているところですが、社協が平成 27 年 8 月から運営を開始したファミリーサポートセンターも 4 年

目を迎え、会員が増加してきております。これまでおねがい会員とまかせて会員相互の信頼関係を築くため交流会等を開催し効果が表れてきていますが、実績としてはあまり伸びていないため、引き続き会員の信頼関係を深めるとともに、運営上の課題についてもよく分析しながら制度の浸透を図っていくものとします。

7 福祉相談事業の推進

- (1) ふれあい相談や介護相談等の各種相談事業については、これまでの実績を生かしながら各相談員と連携を密にしながら引き続き対応するものとします。
- (2) 身近な相談を町内でできるということは、好ましい形態と思われる反面、地元では相談しづらいという方も一定数あり、これが相談件数が伸びない要因にもなっているため、今後どのような形での相談が望ましいか検討してまいります。

8 日常生活自立支援事業の推進（地域福祉権利擁護事業）

日常生活自立支援事業は、高齢者や障がい者等で判断能力が十分でない方に対する日常的な金銭管理や大切な書類の管理、福祉サービスの利用援助を目的とするものですが、困難事例も増加しているため、専門職員が中心となって関係機関等との連携を図りながら対応するものとします。

9 生活援助貸付事業の推進

生活援助貸付事業は、低所得者世帯等の経済的自立と安定した生活の確保を目的とする事業ですが、最近では緊急的事例も多くなっているため、専門担当職員の判断により、状況を踏まえながら即決できる体制をとってまいります。

10 高齢者等生活支援事業の推進

在宅の高齢者等が住み慣れた自宅で生きがいをもって、安心して生活できるようにするため、ふれあい配食サービスや福祉有償運送サービスを提供しているところですが、これらの事業にかかるボランティアが高齢を理由に勇退するなどによりボランティアの人員に不足が生じているため、新たなボランティアの養成や確保も含めて今後の事業のあり方を検討してまいります。

11 町内福祉施設等協働事業の推進

これまで町内の福祉施設等の職員が集まり、資質向上のための研修、情報交換、さらには、交流懇談等を実施し、相互連携や連絡調整の円滑化を図ってきたところですが、平成 29 年度から町内の医療、福祉施設等の職員による「ケアカフェ」がスタートし、軌道に乗りつつあることから、これらの動向をふまえながら、これまで実施してきた福祉施設等職員研修会・情報交換会のあり方を検討してまいります。

12 基幹相談支援センター事業の受託

障害者総合支援法第 77 条の 2 第 2 項で規定されている基幹相談支援センター設置について、町との協議を踏まえ、平成 30 年度から社協が受託することとします。

これは、障がい者のニーズが多様化している現状を踏まえ、一般的な相談支援では対応が困難になってきているため、地域における相談支援の中核的役割を担う機関として設置するものです。

なお、これに合わせて、金ヶ崎町地域自立支援協議会事務局の運営も合わせて受託することとしております。

13 赤い羽根共同募金・歳末たすけあい運動事業の推進

共同募金会との連携による赤い羽根共同募金や歳末たすけあい運動については、皆様からいただいた善意が様々な分野で有効に活用されることから、募金の活用内容等について住民や企業、関係団体等に周知しながら、さらに目標額の達成に向けて活動を展開してまいります。

14 情報の発信

社協の活動内容やお知らせについては、定期的に発行している広報「かねがさき社福だより」で情報提供をしているところですが、幅広い年代層に周知するため、ホームページを積極的に活用していきます。

社協の活動を広く理解していただくとともに、情報を全国発信することにより、社協の活動を広く周知し、社協に対する支援の輪をさらに広げていくものとします。

15 法人化 50 周年記念事業に向けた対応

平成 31 年に社協が法人化 50 周年を迎えるため、記念事業に備えて、式典の内容や記念誌等について準備を行います。

これまで 1 度も周年記念事業を行ってこなかったため、50 周年は大きな区切りと位置付け、これまでの経過や思い出など関係者からの聴き取りも行いながら内容を整理し、平成 31 年度は内容の充実した盛大な行事となるよう準備を進めます。

16 福祉センター施設の建て替えの準備

福祉センター施設の建て替えについては、これまで種々検討してきたところですが、まだ具体化に至っていないため、平成 30 年度は基本事項である建設主体をどうするか、建設場所、施設内容、建設規模、財源問題等について改めて整理し、方向性を明確にできるよう対応します。特に建設財源の対応についてはこれまで具体的な検討がなされていないため、建設主体をどうすべきかと合わせて町及び関係機関と協議していくものとします。

17 職員の採用、処遇改善及び資質向上対策

(1) 平成 29 年度は正職員を 6 名採用したところですが、職員の年齢構成や役職に断層が生じており、人事構成上、不安定要素が多いため、今後も経営上の影響を踏まえながら計画的な職員採用を行っていくものとします。

(2) 介護人材の確保については、他の多くの施設でも重要な課題となっており、社協

としても同様の状況にあります。平成 29 年度に行った関係規程の整備内容に基づき、職員の処遇改善を図るとともに、平成 30 年度から創設される町の介護人材確保支援制度等も活用しながら人材の確保に努めるものとします。

- (3) 職員の資質向上については、業務上の専門研修は実施しているものの、これまで職員として必要な基本研修の機会が少なかったため、研修体系を整備した上で、職員の経験年数や職責に応じた多様な研修を取り入れることにより、資質の向上を図ってまいります。
- (4) 人材確保という観点から職員のスキルアップも重要になっているため、平成 30 年度から導入する資格手当により自己研鑽の支援を行っていくものとします。
- (5) 昨年度の通所デイサービス事業所における送迎中の交通事故を教訓とし、職員の交通安全について具体的な取組を通じて徹底してまいります。

以上、平成 30 年度の運営方針について、項目別に主な内容を述べましたが、金ヶ崎町社会福祉協議会は、社会福祉法に位置付けられた公益性の高い団体であり、地域福祉の推進を図ることを目的としております。

社会福祉協議会として福祉を取り巻く現実的な諸課題について、よく把握するとともに、福祉懇談会や日頃の業務を通じて多様な意見に耳を傾けながら事業を推進してまいります。

平成 30 年度は翌年度に迫った社会福祉協議会法人化 50 周年という節目の年に向けた重要な年になりますが、これまでの先人の努力と蓄積した業績を引き継ぎながら時代の変化を的確に把握し、期待される社会福祉協議会となるよう役職員一丸となって各種事業に取り組んでまいります。

評議員各位をはじめ町民の皆様、関係諸団体その他関係者各位のご理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます、平成 30 年度運営方針といたします。

平成 30 年 3 月 28 日

社会福祉法人 金ヶ崎町社会福祉協議会
会 長 佐 藤 惇

平成30年度 社会福祉法人金ケ崎町社会福祉協議会事業計画

1 法人運営部門

事業名	事業概要	時期・人数	備考
(1) 法人組織運営事業			
法人としての適性な組織運営を図ります。			
理事会	法人全ての業務執行の決定や理事の職務執行の監督を行います。	年6回程度	
評議員会	法人の最高決議機関として、理事等の業務執行のけん制監督を行います。	年2回以上	
監査会・出納調査	法人の業務監督及び会計監査を行い、事業と財産の状況を調査します。	年4回	
福祉サービス評価・苦情解決委員会	適切にサービス利用ができるように利用者の苦情の解決と権利擁護を図ります。	年1回以上	
例規審査委員会	規程及び規則等の立案に当たり、審査の迅速と正確を期すために開催します。	随時	
公用車両運行管理委員会	公用車の安全確保と円滑な管理運営を図るために開催します。	年1回以上	
衛生委員会	労働安全衛生法及び労働安全規則に基づき、職員の安全衛生管理を目的に開催します。	毎月1回 (20日)	
セクション代表者会議	現場の現状、課題、組織運営の問題点や改善策などを検討協議します。	毎月1回 (20日)	
(2) 指定管理事業			
町の指定管理者として、適正な施設運営を行います。			
グループリビング壮健ホーム	高齢者共同生活支援施設の維持管理と運営。(公益事業)	定員5名	
金ケ崎学童保育所	金ケ崎小学校の放課後児童の健全育成と施設の維持管理と運営。	児童数160名	
北部学童保育所	第一小学校の放課後児童の健全育成と施設の維持管理と運営。	児童数40名	
三ヶ尻学童保育所	三ヶ尻小学校の放課後児童の健全育成と施設の維持管理と運営。	児童数40名	
(3) 関係機関・団体との連携、組織体制整備			
① 岩手県、金ケ崎町などの所轄行政機関への届出や諸手続き等の対応を行います。			
② 生活圏ごとの地区社会福祉推進協議会や自治会等との連携協力を進めます。			
③ 民生委員児童委員協議会との連携協力を進めます。			
(4) 法人化50周年記念事業に向けた取り組み			
平成31年度の法人化50周年に向けて、式典や記念誌発行の準備を進めます。			
(5) 福祉センター施設の建て替えに向けた取り組み			
施設の建て替えに向け、関係機関との検討協議を深めます。			

2 地域福祉部門

事業名	事業概要	時期・人数	備考
(1)地域福祉活動事業			
共同募金配分金を主な財源として、地域の福祉課題を調査分析し、住民やボランティア、各種団体・機関と連携協働し、地域福祉の推進を図ります。			
社会福祉大会	福祉活動の推進と向上が図れるように開催し、多大な功績を残し、尽力された方々を顕彰し、敬意と感謝を表します。	11月・400人	
金婚を祝う会	結婚50周年のご夫婦を祝福します。	6月・20組	
ゆいっこハウス	元気高齢者の生きがいと仲間づくり、健康づくりによる介護予防のサロン活動。	通年・31地区	
青い鳥のつどい	一人暮らし高齢者サロン活動。	通年・30名	
ボランティアセンター ボランティア連絡協議会	ボランティアの連絡調整と各種ボランティア団体の全体事務を行います。	通年・25団体	
福祉協力校	学校における福祉教育の推進を図る。	通年・全校	
地域で育む福祉教育 推進モデル事業	地域の福祉課題に対応するため、福祉コミュニティづくりの推進を図ります。	通年・全校	
親と子のつどい	母子父子世帯、ひとり親世帯等の支援や子育て支援を図ります。	8月・12月	
子ども食堂	子どもの食の安全と貧困対策、学習支援等諸課題に対応した健全育成を図ります。	通年・年数回	※試行実施検討
視覚障害者との「ふれあいハイキング」	視覚障害者とボランティアとの交流とふれあいを図ります。	9月・20名	
雪かきボランティア スノーバスターズ	ボランティアによる高齢者や障がい者世帯等の除雪活動を行います。	冬期・80名	
ハウスヘルパー	大工や電気・水道等の職工による補修ボランティア活動を行います。	年2回・30名	
家族介護者リフレッシュ 交流会	在宅介護者等の息抜きとリフレッシュを目的に開催します。	年2回・30名	
介護者教室	介護についての知識や技術の習得と不安感の解消を目的に開催します。	年1回・20名	
百歳記念祝賀	めでたく百歳を迎えた方の祝賀行事。	随時	
見守り支援ネットワ ーク	一人暮らし高齢者の見守りネットワークを町内の協力事業者と行います。	随時	
福祉懇談会	地域の生活課題や福祉ニーズを把握し、福祉の推進を図るため開催します。	10月・全町	
買物支援バス	買物弱者、交通弱者の救済と介護予防を目的に実施します。	通年・30名	

事業名	事業概要	時期・人数	備考
(2)福祉総合相談事業			
福祉サービスや利用手続き、日常生活における心配ごと等を関係機関と連携し、解決へのお手伝いをします。			
① ふれあい福祉相談（毎週金曜日）② 介護相談（随時）③ ボランティア相談（随時） ④ 障がい者不利益相談 ⑤ 無料法律相談（年1回）			
(3)小地域福祉活動事業			
日常生活圏を基礎に行われる住民のさまざまな福祉活動を支えます。			
(4)調査研究及び広報活動			
住民ニーズや地域の福祉課題、発掘・把握し、サービス提供につなげます。福祉の情報発信の拠点として、広報啓発活動に取り組みます。			
① 社福だより	法人広報誌の定期発行	年5回発行	
② ボランティアだより	ボランティア団体の広報紙の発行	年1回発行	
③ ホームページ	法人ホームページによる情報発信	通年・随時	
④ 赤い羽根 news	赤い羽根共同募金の広報紙の発行	年1回発行	
(5)民間福祉活動支援			
老人福祉、障害福祉、母子父子福祉、児童福祉、ボランティア、各種福祉団体、その他の民間団体の支援を積極的に行います。			
(6)日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）			
高齢者や障がい者等で判断能力が十分でない方に対して、日常的な金銭管理や大切な書類等の管理、福祉サービスの利用援助などのお手伝いを行います。			
(7)緊急食糧配給事業『支え合いお食事パック』			
失業や離職、病気等で収入がなくなったり、生活費が枯渇し、食事を摂ることが出来ない方に緊急の食糧（1週間程度）を配給し、急場をしのぎ、次につなげるための事業。			
(8)町内福祉施設等協働事業			
町内の福祉施設等の職員が集まり、資質向上や自己研鑽のための研修、情報交換や意見交換を行い相互連携や連絡調整が円滑に行えるようになるために実施します。			
① 福祉施設等職員研修会・情報交換交流会	福祉施設等の職員の資質向上と情報交換・交流を図ります。	2月・100名	
② ケア・カフェ金ヶ崎	地域の保健・医療・福祉の課題やニーズ把握と連携強化を目指します。	随時・60名	
(9)生活援助貸付事業			
低所得世帯などに対して、経済的自立と生活意欲の助長、社会参加を図り、生活を安定させることを目的に、生活困窮者自立支援制度の実施機関とも連携して行きます。			
① 生活福祉資金	生活福祉資金の受付窓口業務。	通年・随時	
② たすけあい金庫	緊急小口資金の貸し付け業務。	通年・随時	

(10)東日本大震災復興支援事業			
東日本大震災からの復興支援、避難者世帯や避難者サロン「さくらの会」の支援を行います。			
(11)高齢者等生活支援事業			
在宅高齢者等が、住み慣れた自宅で安心して暮らせるように支援サービスを提供します。			
① 宅配弁当	独居高齢者や障がい者世帯等に昼食を配達する見守り声掛け・サービス	火・金曜日 20名	
② 衣類洗濯	在宅で、衣類洗濯が困難な方へのサービス	随時	
③ 軽度生活援助	介護保険の要介護認定を受けていない人へのサービス	随時	
④ 訪問理美容	散髪店等への移動の困難な方への理美容サービス	通年・月1回	
⑤ 福祉有償運送	公共交通機関等での通院や受診の困難な方への外出支援サービス	通年・月1回	
(12)日常用具貸付事業			
生活における福祉の向上を目的に、日常用具の貸出を行います。			
① 車いす	短期の車いす貸出サービス	随時	
② チャイルドシート	短期のチャイルドシート貸出サービス	随時	
(13)赤い羽根共同募金・歳末たすけあい運動の協力支援			
共同募金会との連携協力により、赤い羽根共同募金、歳末たすけあい運動の支援を行います。助成事業の周知や地域への義援金の配分、演芸大会等イベントの実施。			

3 介護福祉部門

事業名	事業概要	時期・人数	備考
(1)介護保険事業所			
介護、介護予防サービスの事業所として、まごころのこもったサービスを行います。介護予防や機能訓練に力を入れて、持続可能な包括ケアシステムの構築を目指します。			
① 居宅介護支援事業所	介護を必要とする人が適切なサービスが受けられるよう支援します。	月～金曜日 (祝祭日除)	
②指定訪問介護事業所 訪問介護 訪問介護予防相当サービス 訪問型サービス A	要介護状態等で日常生活に支障がある方の支援を行います。また、介護予防や地域独自のサービス提供も進めます。	365日・随時	
③指定訪問入浴介護事業所 訪問入浴 訪問入浴介護予防	要介護状態等で自宅の浴槽に入ることが困難な方への入浴サービスを行います。	月・水・金	
④指定通所介護事業所 通所介護 通所介護予防相当サービス 通所型サービス A	日帰りで、食事や入浴などの日常生活上の介護や機能訓練等のサービスを行います。また、地域独自のサービス提供も進めます。	月曜日～土曜日 (年末年始除) 定員 30名	

(2)生活支援体制整備事業 地域包括ケアシステム構築に向け、支え合いの体制整備と仕組みづくりを図ります。			
① 生活支援コーディネーター設置事業	生活支援・介護予防サービスの体制整備を進めます。	通年・1人配置	
② 体操ショッピングバス運行事業	買物と体操を組み合わせ、介護予防の推進を図ります。	毎月・20名	

4 障がい福祉部門

事業名	事業概要	時期・人数	備考
(1)障害福祉サービス 障害（児）者の日常生活及び社会生活を総合的に支援します。			
① 相談支援事業所あゆみ	身体・知的・精神の障がい（児）者の支援計画、地域移行に取り組みます。	通年/2名配置	
② 基幹相談支援センター	地域自立支援協議会事務局の受託運営と専門職を配置して、相談支援の中核的な役割を担います。	通年/3名配置	
③ ワークステーションかねがさき 生活介護 就労継続支援B型	障がい者の日中活動の拠点として、創作活動や生産活動、社会参加、さらに就労に必要な支援を行います。	月～金曜日 定員各20名	
④ 放課後等デイサービス クレヨン 第2クレヨン 第3クレヨン	放課後又は、休業日に、生活能力の向上や必要な訓練、社会交流など必要な支援を行います。	月～土曜日 (第3クレヨンは金曜まで) 定員各10名	
⑤ 障害福祉サービス（居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護）	障がい者等の居宅での排せつや食事等の介護、その他生活全般に援助します。	365日・随時	
(2)手をつなぐ（育成）会 金ヶ崎町の障がい者の家族の手をつなぐ（育成）会の事務局を担当し、活動支援を行います。			

5 子育て支援部門

事業名	事業概要	時期・人数	備考
(1)学童保育所事業 安全安心な放課後児童の健全育成と子ども・子育て支援を推進いたします。			
① 金ヶ崎学童保育所	子ども一人一人や保護者に寄り添った対応に心掛け、新たな施設の運営体制の構築を図ります。	月～土曜日 定員160名	
② 北部学童保育所	子ども一人一人や保護者に寄り	月～土曜日	

	添った対応に心掛けます。	定員 40 名	
③ 三ヶ尻学童保育所	子ども一人一人や保護者に寄り添った対応を心がけます。	月～土曜日 定員 40 名	
④ 永岡学童保育所	子ども一人一人や保護者に寄り添った対応を心がけます。	月～土曜日 定員 40 名	
⑤ 西学童保育所	子ども一人一人や保護者に寄り添った対応を心がけます。	月～土曜日 定員 40 名	
(2)ファミリー・サポート・センター事業			
子育てを手伝ってほしい人と手伝ってくれる人との会員制のネットワーク事業です。			
ファミサポかねがさき	サービスの普及促進とお願い会員（依頼会員）、まかせて会員（提供会員）、どっちも会員（両方）合わせて、会員数 100 名を目指します。		